

県有不動産利活用推進会議設置要綱

(設置)

第1条 青森県公共建築物利活用方針（平成19年3月決定）の考え方にに基づき県有不動産の有効活用を図るため、県有不動産の利活用と利用調整の検討を行う県有不動産利活用推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において県有不動産とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項の公有財産のうち不動産をいう。ただし、青森県財務規則の運用（昭和39年6月24日付け青経理第253号副知事依命通達）第252条関係の2の特殊財産及び鉄道または空港等の用に供しているものを除く。

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青森県公共建築物利活用方針に基づく取組の推進に関すること。
- (2) 未利用地等の利活用の推進に関すること。
- (3) その他、県有不動産の有効活用を図る上で必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は財産管理課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。
- 4 会長は、会議を総括する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。

(関係部局等の協力)

第6条 関係部局及び関係課（室）の長は、会議が資料の提供その他の協力を求めた場合には、その求めに応ずるものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 会議の事務を整理するため、会議にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの組織運営については、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、財産管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月6日から施行する。

別表（第４条関係）

総務部	人事課長
総合政策部	総合政策課長
こども家庭部	こどもみらい課長
交通・地域社会部	地域づくり政策課長
環境エネルギー部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康医療福祉政策課長
経済産業部	経済産業政策課長
観光交流推進部	観光政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	監理課長
危機管理局	防災危機管理課長
国スポ・障スポ局	総務企画課長
教育庁	教育政策課長
警察本部	施設装備課長